

次世代育成支援法による当社の行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～ 令和9年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後中、育児休業中の社会保険料免除など制度や情報提供の周知を図る。

<対策>

- 令和6年 4月～ 法に基づく諸制度の調査開始
- 令和6年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布し、社員への周知

目標2：令和6年8月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 8月～ 制度の導入、パンフレットなどによる社員への周知

目標3：計画期間内に1名以上の男性従業員が育児休業を取得するようにする

<対策>

- 令和6年 4月～ 目標1を実施し、男性社員に周知、啓発を行う